

## 令和3年度第12回七戸町教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月25日(火) 午前9時29分
- 2 場 所 七戸庁舎 3階 大会議室
- 3 出席委員 教育長 附田道大、委員 山田典郎、委員 山本貴子、同 附田由喜枝、同 菊池龍達
- 4 欠席委員 なし
- 5 職員氏名 学務課長 鳥谷部慎一郎、生涯学習課長 田中健一、中央公民館長(兼南公民館長・中央図書館長) 高田博範、世界遺産対策室長 相馬和徳、学務課長補佐 古屋敷博
- 6 議事日程
  - 日程第1 議事録署名委員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 傍聴人の制限について
  - 日程第4 報告第31号 令和3年度3月教育長等一般経過報告について
  - 日程第5 報告第32号 令和4年第1回七戸町議会定例会報告について
  - 日程第6 報告第33号 会計年度任用職員(町費負担教員)の任用について
  - 日程第7 報告第34号 会計年度任用職員(特別支援教育支援員)の任用について
  - 日程第8 報告第35号 会計年度任用職員(学校生活相談員)の任用について
  - 日程第9 報告第36号 会計年度任用職員(スクールソーシャルワーカー)の任用について
  - 日程第10 報告第37号 会計年度任用職員(英語教育コーディネーター)の任用について
  - 日程第11 報告第38号 七戸町教育福祉援助基金奨学生決定について
  - 日程第12 議案第29号 七戸町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
  - 日程第13 議案第30号 七戸町奨学資金返還支援助成金交付要綱の制定について
  - 日程第14 議案第31号 七戸町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
  - 日程第15 議案第32号 七戸町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について
  - 日程第16 議案第33号 七戸町立小中学校事務共同実施組織運営規程を廃止する訓令について

- 日程第 17 議案第 34 号 七戸町立小中学校共同学校事務室推進協議会設置要綱の制定について
- 日程第 18 議案第 35 号 七戸町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱を廃止する訓令について
- 日程第 19 議案第 36 号 七戸町交流籍制度実施要項の制定について
- 日程第 20 議案第 37 号 七戸町スポーツ推進審議会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 日程第 21 その他

7 傍聴人 なし

教育長	<p>ただいまから令和3年度第12回七戸町教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>只今の出席者は5名で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。4番附田委員と5番菊池委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定をいたします。会期は3月25日、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、会期は本日1日と決定します。</p> <p>日程第3、傍聴人の人数の制限についてお諮りします。</p> <p>傍聴人の人数を七戸町教育委員会会議傍聴規則第3条の規定に基づき、6人に制限したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。よってそのように決定し、議事を進めます。</p> <p>日程第4、報告第31号「令和3年度3月教育長等一般経過報告について」を学務課長から説明願います。</p>
学務課長	<p>(報告第31号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>

	(なしの声)
教育長	次に、日程第5、報告第32号「令和4年第1回七戸町議会定例会報告について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(報告第32号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	次に、日程第6、報告第33号「会計年度任用職員（町費負担教員）の任用について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(報告第33号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	次に、日程第7、報告第34号「会計年度任用職員（特別支援教育支援員）の任用について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(報告第34号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	次に、日程第8、報告第35号「会計年度任用職員（学校生活相談員）の任用について」を学務課長から説明願います。

学務課長	(報告第35号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	次に、日程第9、報告第36号「会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）の任用について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(報告第36号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	次に、日程第10、報告第37号「会計年度任用職員（英語教育コーディネーター）の任用について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(報告第37号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	次に、日程第11、報告第38号「七戸町教育福祉援助基金奨学生の決定について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(報告第38号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

	<p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>次に、日程第12、議案第29号「七戸町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を学務課長から説明願います。</p>
学務課長	<p>(議案第29号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
山田委員	<p>何時に退勤しましょう、何曜日は早く帰りましょうというように退勤する時間を定めたものではなく、例えば、1日2時間程度まで時間外勤務した場合、1箇月の勤務日数が23日として45時間程度になるので、それを超えないようにという規定で、実際は学校に任せることになると考えてよいか。</p>
学務課長	<p>働き方改革の一環として、勤務時間以外の業務時間の上限を定めたものであり、県教育委員会の規定に準じて、町においても明確なものとして定めることにより、学校において徹底していただくというものになります。</p>
教育長	<p>これより、議案第29号「七戸町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を採択します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p>

	次に、日程第13、議案第30号「七戸町奨学資金返還支援助成金交付要綱の制定について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(議案第30号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
附田委員	この事業を行うことになった経緯として、奨学金の返還が滞るケースが多いからという理由なのか。
学務課長	人口減少対策の一環として、町への定住を促進するという目的で事業を行うこととしています。
附田委員	助成を受けるには申請手続きが必要になるのか。
学務課長	学務課から対象者に対して案内を行う予定です。現在奨学金を返還している方も、令和4年度以降に返還した分が助成の対象になります。
菊池委員	七戸町に住所があれば、近隣の市町村に勤務している方でも助成金の対象者になるのか。
学務課長	七戸町に住所があり、居住していることや就業していることが確認できれば、助成金の対象者となります。
山田委員	助成金は将来的に半額を補助することになるのか。
学務課長	1年間に返還した金額に対して上限が12万円となります。長期間の定住につなげていくことを考慮しています。
附田委員	よいと思いますが、視点を変えて七戸町の魅力をもっと追及してほしい。例えば、これから進学しようと思っている人達への給付型の奨学金を充実させるなど、そういう取り組みが個人的には未来が明るいような気がします。

<p>教育長</p>	<p>これより、議案第30号「七戸町奨学資金返還支援助成金交付要綱の制定について」を採択します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第14、議案第31号「七戸町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を学務課長から説明願います。</p>
<p>学務課長</p>	<p>(議案第31号について、資料に基づき説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
<p>山田委員</p>	<p>町内の学校のどこかに事務室を設置するという事なのか。</p>
<p>学務課長</p>	<p>制度としてはこれまでと同様ですが、名称が「共同実施組織」から「共同学校事務室」へ変わり、どこかの学校を事務室として指定し、室長を置く形で事務を行っていくこととなります。</p> <p>この制度の活用により事務職員が1名加配されており、現在、七戸中学校に1名加配されています。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより、議案第31号「七戸町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を採択します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

教育長	<p>異議なしと認めます。 従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第15、議案第32号「七戸町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について」を学務課長から説明願います。</p>
学務課長	<p>(議案第32号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第32号「七戸町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について」を採択します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。 従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第16、議案第33号「七戸町立小中学校事務共同実施組織運営規程を廃止する訓令について」を学務課長から説明願います。</p>
学務課長	<p>(議案第33号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第33号「七戸町立小中学校事務共同実施組織運営規</p>

	<p>程を廃止する訓令について」を採択します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>次に、日程第17、議案第34号「七戸町立小中学校共同学校事務室推進協議会設置要綱の制定について」を学務課長から説明願います。</p> <p>(議案第34号について、資料に基づき説明)</p>
<p>学務課長</p>	
<p>教育長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
	<p>これより、議案第34号「七戸町立小中学校共同学校事務室推進協議会設置要綱の制定について」を採択します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>次に、日程第18、議案第35号「七戸町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱を廃止する訓令について」を学務課長から説明願います。</p> <p>(議案第35号について、資料に基づき説明)</p>
<p>学務課長</p>	
<p>教育長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>

	<p>(なしの声)</p>
<p>教育長</p>	<p>これより、議案第35号「七戸町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱を廃止する訓令について」を採択します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>次に、日程第19、議案第36号「七戸町交流籍制度実施要項の制定について」を学務課長から説明願います。</p>
<p>学務課長</p>	<p>(議案第36号について、資料に基づき説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
<p>山田委員</p>	<p>交流籍制度は県立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒を対象とし、居住地校交流を希望する者が交流籍をもつとありますが、これまで七戸養護学校と七戸小学校の間で実施している内容と同様のものでしょうか。</p>
<p>学務課長</p>	<p>青森県において、これまで行われてきた交流制度を明確に制度化して進めていくことになり、町もそれに合わせて明確にする必要があるため実施要項を制定するものです。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより、議案第36号「七戸町交流籍制度実施要項の制定について」を採択します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

教育長	<p>異議なしと認めます。 従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第20、議案第37号「七戸町スポーツ推進審議会委員の委嘱につき同意を求めることについて」を生涯学習課長から説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>(議案第37号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第37号「七戸町スポーツ推進審議会委員の委嘱につき同意を求めることについて」を採択します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。 従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第21「その他」に移ります。 その他連絡事項等について、学務課長から説明を求めます。</p>
学務課長	<p>(その他連絡事項等について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、4月・5月の定例教育委員会の日程について確認いたします。 4月定例会は4月26日(火)9時30分から、5月臨時会は5月17日(火)9時30分から、5月定例会は5月24日(火)9時30分からとします。 その他、何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

教育長	<p>以上で、本日予定された日程は全て終了しました。 よって、本日の会議を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午前10時32分</p>
-----	---

以上の議事録は、学務課長補佐が記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

4番 附田委員

---

5番 菊池委員

---